

第16期 第23回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時: 令和元年 6月25日(火) 午後2時15分～午後5時15分

2 場所: 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員数: 7 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	欠席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区	長嶺 幸雄	大城 空
西部地区	高安 昌俊	

4 欠席農業委員数: 1 名

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨 班 長: 赤嶺 文隆(欠席)

主 査: 仲宗根 翔 主任主事: 座安 省吾

6 議事録署名委員: 當銘 博 ・ 名嘉眞 朝仁

7 現場調査日時: 令和元年 6月25日(火) 午後2時17分～午後4時10分

8 現場調査数： 7 件

9 付議すべき案件

報告第 140 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 141 号	転用許可に係る工事の完了報告について
報告第 142 号	現況証明願について
報告第 143 号	農地法許可申請の取下げ願について
報告第 144 号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第 145 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第 146 号	農地の競売に係る最高価買受申出人の農地法第3条第1項に基づく許可について
議案第 77 号	非農地証明願について
議案第 78 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 79 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第 28 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

10. 会議の内容

会長	第16期豊見城市農業委員会第23回総会を開会いたします。 (午後2時15分) 開会
会長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日1日限りといたします。 本日の出席委員は8名中7名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第2番委員の當銘博委員と第5番委員の名嘉眞朝仁委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び仲宗根主査を指名いたします。 本日提案された議案等についての現場7件の調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
会長	ご異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。 休憩(現場踏査) 午後2時17分 再開 午後4時10分
会長	再開します。 これより報告案件に入ります。初めに報告第140号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案書の2ページをお開きください。 報告第140号「農地転用後の利用状況の報告について」 7件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。 以上です。
会長	ただいまの報告第140号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

報告ですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 141 号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。
報告第 141 号「転用許可に係る工事の完了報告について」
3 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 141 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
これも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 142 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6 ページ及び 7 ページをお開きください。
報告第 142 号「現況証明願について」
9 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 では、報告第 142 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してよろしくをお願いいたします。
これも報告事項でありますので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 143 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 9 ページをお開きください。
報告第 143 号「農地法許可申請の取下げ願い」について

1 件ございました。内容を確認の上、願出書を受理し、申請書類を返戻しましたので、ご報告いたします。
以上です。

会長 報告第 143 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
これも進行してよろしいですか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 144 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 11 ページをお開きください。
報告第 144 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」
4 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告
いたします。
以上です。

会長 報告第 144 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願い
いたします。
これも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 145 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 13 ページをお開きください。
報告第 145 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」
4 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告
いたします。
以上です。

会長 報告第 145 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願い
いたします。
ここも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 146 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 14 ページをお開きください。
報告第 146 号「農地法第 3 条第 1 項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明に係る農地法第 3 条の許可」について、説明いたします。
4 月の第 21 回総会にて審議されました字渡嘉敷東原 534 番 1 の競売物件について、買受適格証明が交付された件について、15 ページのとおり最高価買受申出人により、農地法第 3 条の規定による許可申請がありましたので、買受適格証明書の交付のときと事情が異なっていないことを確認の上受理し、許可書を交付しましたので報告をいたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 146 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に議案案件に入ります。議案第 77 号について審議をします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 20 ページをお開きください。
議案第 77 号「非農地証明願について」
1 件ございました。願出内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、案件についてご説明します。
整理番号 1 番につきまして 23 ページをお開きください。願出のあった土地は高安西原 450 番 7。面積は 192 m²となっております。調査年月日及び調査員氏名は本日の日付、6 月 25 日。現場確認に立ち会っていただいた委員名を記載いたします。土地の状況ですが、表土は浅く、土質等はクチャ、形状は傾斜地であり、位置は高い、状況としまして山林には含まれず、樹木は密で高い、種類はヤシ等が自生しており、雑草はなし。また、周囲は畑、宅地で広がりとしましては、狭い。土地利用計画等は、用途内地域となっております。調査委員の意見としましては、当該地は袋地であって、囲繞地のうち三方は住宅で進入は不可能。唯一進入が可能な東側の土地も、別名義の他人物でさらに傾斜地とな

っており、農業機械や人の進入も用意ではなく、農地としての維持、継続的利用は困難と考えます。このことから、当該願出地は 24 ページの非農地判断基準の②に該当し、現況を非農地として証明相当だと考えられます。

議案第 77 号について説明は以上です。

会長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。

議案第 77 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしですね。

(はいの声あり)

会長

では質疑なしと認めます。これより採決します。

議案第 77 号について、現地確認調査書は事務局の説明のとおりとし、非農地証明については証明相当とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 77 号については、現地確認調査書は事務局説明のとおりとして、非農地証明については証明相当とすることに決定しました。

では、次に議案第 78 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 78 号について説明いたします。

議案書の 26 ページ、27 ページをお開きください。

議案第 78 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、5 件の申請がございます。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 29 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字根差部前原 531 番 2、528 番 1 及び根差部東原 171 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号の全部効率利用要件及び第 5 号の下限面積要件について疑義がございますので、農業委員の皆さんの判断を仰ぎたいと考えております。なお、疑義の内容についてはお配りしました資料 1 と 2 をご覧になってみてください。

会長

休憩します。

休憩 午後 4 時 20 分

再開 午後 4 時 43 分

会長

再開します。

事務局

整理番号 2 番につきまして、議案書の 31 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字根差部前原 507 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号の全部効率利用要件について疑義がございますので、農業委員の皆様の判断を仰ぎたいと考えております。なお、疑義の内容についてはお配りしました資料 3 をご覧ください。

続きまして、整理番号 3 番につきまして、議案書の 33 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字根差部前原 503 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件について疑義がございますので、農業委員の皆様の判断を仰ぎたいと考えております。なお、疑義の内容についてはお配りしました資料 3 をご覧ください。

整理番号 4 番につきまして、議案書の 35 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字根差部前原 531 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号の全部効率利用要件について疑義がございますので、農業委員の皆さんの判断を仰ぎたいと考えております。なお、疑義の内容についてはお配りしました資料 4 をご覧ください。

続きまして、整理番号 5 番につきまして、議案書の 37 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字根差部東原 84 番、179 番 1 及び根差部前原 533 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号全部効率利用要件について疑義がございますので、農業委員の判断を仰ぎたいと考えております。なお、疑義の内容についてはお配りしました資料 4 をご覧ください。

以上です。

会長

休憩します。

休憩 午後 4 時 45 分

再開 午後 4 時 56 分

会長

再開します。

整理番号 1 番についてご質疑がありましたら、よろしくお願いたします。

(6 番委員挙手)

会長 はい、6 番委員、どうぞ。

6 番委員 当該許可申請地について、一部が袋地の原野状態で農地利用が困難であり、また、現在経営地についても原野状態ですので、全部効率利用要件及びそれに伴う下限面積要件に関する判断をした場合に疑義があると思いますので、まずは現状の是正が確認された後に改めて審議するのがよいのではないかと考えます。

会長 ただいま委員よりご発言がありましたとおり、整理番号 1 番について農地法第 3 条第 2 項第 1 号及び第 5 号について疑義があることから、保留案件とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番については保留案件とすることに決定します。
では、次に整理番号 2 番及び 3 番について、委員の質疑を許します。

(5 番委員挙手)

会長 はい、5 番委員。

5 番委員 整理番号 2 番と 3 番についてお答えします。当該許可申請について、一部が袋地の原野状態で農地利用が困難であると考えられることから、全部効率利用要件に関する判断に疑義がありますので、効率利用が見込まれる合理的計画が認められた後に改めて審議するのがよいのではないのでしょうか。

会長 ただいま委員よりご発言がありましたとおり、整理番号 2 番及び 3 番について農地法第 3 条第 2 項第 1 号について疑義があることから、保留案件とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番及び 3 番については保留案件とすることに決定します。
では、次に整理番号 4 番及び 5 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(2 番委員挙手)

会長 はい、2 番委員。

2 番委員 整理番号 4 番、5 番について、当該許可申請地について、説明があった土地利用方法では農地取得後の全部効率利用要件に関する判断に疑義がありますので、効率利用が見込まれる合理的な計画が認められた後に改めて審議することとして、今回は保留とすることが妥当だと考えます。

会長 ただいま委員よりご発言がありましたとおり、整理番号 4 番及び 5 番について農地法第 3 条第 2 項第 1 号について疑義があることから、保留案件とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番及び 5 番については保留案件とすることに決定しました。
では、次に議案第 79 号について審議をします。事務局の説明をよろしく願います。

事務局 それでは、議案書の 39 ページ及び 40 ページをお開きください。
議案第 79 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」
6 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について、ご説明します。
整理番号 1 番につきまして、48 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長浜原 813 番 1、転用目的は住宅兼食品加工場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に整理番号 2 番につきまして、54 ページをお開きください。申請のあった土地は、名嘉地田原 311 番 3、転用目的はレンタカー置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え

られます。

次に整理番号 3 番につきまして、61 ページをお開きください。申請のあった土地は、饒波大嶺原 880 番 1、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、68 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西中原 219 番 4、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、76 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根中原 317 番 10、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 6 番につきまして、84 ページをお開きください。申請のあった土地は、田頭東り原 23 番 1、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。議案第 79 号について、説明は以上です。

会長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。議案第 79 号は 1 件ずつ審議します。

まず、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(7 番委員挙手)

会長

はい、7 番委員。

7 番委員

整理番号 1 番なのですけれども、住宅兼食品加工場、どんな食品ですか。

事務局

休憩お願いします。

会長

休憩します。

休憩 午後 5 時 05 分

再開 午後 5 時 06 分

会長 再開します。

事務局 ご質疑の件なのですけれども、食品加工場というのは生鮮野菜とか、生ものとかではなく、においが発生するものではない食品の加工というふうには確認しています。

7番委員 はい、わかりました。

会長 では、ほかにいらっしゃいませんか。
これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では整理番号1番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号1番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。
それでは整理番号2番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では整理番号2番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号2番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
では、次に整理番号3番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では、次に整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

よろしいでしょうか。これより採決に移ります。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 5 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これより採決をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 6 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

では整理番号 6 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 6 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に協議第 28 号に入ります。事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局

議案第 28 号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」

見出しの件につきまして、令和元年 6 月 10 日付け豊経建農第 215 号で、豊見城市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の作成について照会がありますので、委員会の意見を求めるものであります。その隣のページが、市長のほうから農業委員会会長宛てのこの意見決定についての照会の文書となっております。

ページめくっていただきまして、次のページが農用地利用集積計画（案）となっております。この詳しい内容等については担当のほうから説明させますので、よろしくお願いいたします。

農林水産課

こんにちは。豊見城市農林水産課、外間です。利用権設定の申請 1 件分について説明いたします。87 ページからです。

今回は、令和元年の 4 番目ということなのですが、87 ページです。貸し手及び借り手はご覧のとおりとなっております。利用権を設定する農地の地番は伊良波 210 番地です。面積は 1,767 m²、設定する利用権は賃貸借権でありまして、存続期間は公告日から 5 カ年間となっております。

88 ページが航空図、それから 89 ページ目が写真となっております。

以上で説明を終わります。

会長

ありがとうございます。協議第 28 号について説明が終わりました。

協議第 28 号について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいですか。

(はいの声あり)

会長

では協議第 28 号について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、協議第 28 号について豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。ありがとうございました。

では以上をもちまして、本日提案の議事日程を全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見、ご審議をいただきまして、ありがとうございました。


これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和元年 6 月 25 日 (火)

午後 5 時 15 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子 

2 番委員

高 銘博 

5 番委員

名嘉真 朝仁 